

# 総務委員会資料

## 議案第1号

川崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について

資料 川崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例新旧対照表

経済労働局

平成29年2月8日

改正後					改正前				
○川崎市附属機関設置条例					○川崎市附属機関設置条例				
第1条～第9条 (略)					第1条～第9条 (略)				
別表第1 (第2条～第5条関係)					別表第1 (第2条～第5条関係)				
市長の附属機関					市長の附属機関				
附属機関	所掌事務	委員 の定 数	委員の構成	委員 の任 期	附属機関	所掌事務	委員 の定 数	委員の構成	委員 の任 期
(略)					(略)				
<削る>					川崎市本庁本庁舎等の建替えに係る設計委託を行う民間事業者の選定委員会	本庁舎等の建替えに係る設計委託を行う民間事業者の選定に関して調査審議すること。	5人以内	(1) 学識経験者 (2) 市職員	委嘱され、又は任命された日から平成29年3月31日まで
(略)					(略)				

改正後					改正前				
附属機関	所掌事務	委員の定数	委員の構成	委員の任期	附属機関	所掌事務	委員の定数	委員の構成	委員の任期
<削る>					川崎市共に	区における課題の解決を図るための市民が共に支え合う地域づくり検討委員会	5人以内	(1) 学識経験者 (2) 市民	委員の任期から当該年度の末日まで
(略)					(略)				
<削る>					新川崎・創造の	新川崎・創造の産学交流・研究開発施設を整備する民間事業者の選定に関する調査審議すること。整備事業推進委員会	7人以内	(1) 学識経験者 (2) 市職員	1年
(略)					(略)				
別表第2 (第2条～第5条関係) (略)					別表第2 (第2条～第5条関係) (略)				